

現場登録支援機能「よくあるご質問」

NO.	質問	回答
1	現場登録支援機能とは何ですか。	<p>収集運搬業者があらかじめ作成したマニフェストの入力パターンを用いてマニフェストを仮登録し、排出事業者が排出現場で電子マニフェストを登録する機能です。ご利用には収集運搬業者がスマートフォン・タブレットを所持している必要があり、JWNETの「スマートフォン・タブレット版」にログインしていただきます。</p> <p>▼利用にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業者の要請に基づき排出事業者は利用して下さい。 ・マニフェストの登録はあくまで排出事業者が行います。収集運搬業者はマニフェストの登録に至る過程を支援するだけであり、マニフェストの内容については排出事業者が責任を負うこととなります。 <p>▼参考：現場登録支援機能の運用</p>
2	現場登録支援機能はデモシステムの練習はできますか（体験版はありますか）。	デモシステムは現場登録支援機能に対応していません。また、現場登録支援機能の体験版はありません。
3	EDI方式・Web-EDI機能で現場登録支援機能を利用できますか。	EDI方式・Web-EDI機能では現場登録支援機能を利用できません。
4	現場登録支援機能の全体の流れを教えてください。	<p>【排出事業者】</p> <p>▼現場登録支援機能の全体の流れ</p> <p>【収集運搬業者・処分業者】</p> <p>▼現場登録支援機能の全体の流れ</p>
5	現場登録支援機能を利用するにはどうすればよいですか。	<p>現場登録支援機能を利用するには、以下の事前設定が必要です。</p> <p>【排出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼現場で利用する暗証番号の設定 ▼収集運搬業者の設定 ▼処分業者の設定 <p>【収集運搬業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼排出事業場設定 ▼引渡し担当者設定 ▼運搬担当者設定 ▼車両番号設定 ▼廃棄物の種類設定 ▼入力パターン設定 <p>【処分業者】</p> <p>処分業者は現場登録支援機能を利用するために事前に設定する項目はありません。</p>

NO.	質問	回答
6	メニュー【基本設定】≫【収集運搬業者設定】の「現場登録権限」、「パターン設定権限」とは何ですか。	<p>収集運搬業者からの要請により、現場登録支援機能を利用する場合に設定する項目です。 現場登録支援機能を利用するには、排出事業者が「現場登録支援機能利用権限」および「パターン設定権限」を「あり」にする必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場登録支援機能利用権限：収集運搬業者に現場登録支援機能を利用する権限を与えます。 ・パターン設定権限：収集運搬業者にあらかじめマニフェストの内容をパターンとして設定する機能を利用する権限を与えます。
7	引渡し担当者は、担当者名だけでなく会社名などの情報は設定できますか。	<p>会社名の設定等はできません。 事業者の識別には担当者コードを活用してください。 ※排出事業者を識別しやすいよう、会社名が分かるような英字を入れることもできます。 例) 「株式会社 JW センター」の担当者コード⇒「jwc01」</p>
8	メニュー【入力パターン設定】で排出事業者を選択する際に対象の排出事業者が表示されません。	<p>排出事業者がメニュー【基本設定】≫【収集運搬業者設定】の「現場登録権限」・「パターン設定権限」を設定（「あり」を選択）していない可能性があります。排出事業者に設定状況をご確認ください。</p>
9	入力パターンを設定しましたが、仮登録する際に、検索しても入力パターンが出てきません。	<p>メニュー【環境設定】≫【入力パターン設定】にパターンが設定されているかご確認ください。なお、入力パターンは収集運搬業者が設定しますが、設定するには排出事業者がメニュー【収集運搬業者設定】にて、「現場登録支援機能利用権限」および「パターン設定権限」を「あり」にする必要があります。</p>
10	収集運搬業者の事務所で仮登録した情報は排出現場ですぐに確認できますか。	<p>仮登録したマニフェスト情報は即時に確認することができます。</p>
11	仮登録情報一覧に、「マニフェスト番号」、「排出事業場」、「廃棄物の種類」以外の入力した情報が表示されません。	<p>表示される項目は「マニフェスト番号」、「排出事業場」、「廃棄物の種類」のみです。 なお、「廃棄物の種類」は細分類で設定した名称【例：廃プラスチック類（ペットボトル）】が反映されます。「排出事業場名称に正確な店舗名を入れる」「廃棄物の種類を細分類まで設定する」ことで、回収箇所が多くても現場を特定しやすくなります。</p>
12	排出現場で登録ができない場合はどうすればよいですか。	<p>収集運搬業者が排出現場で登録依頼通知（事後登録依頼）を出す運用となります。通知を出した後は、排出事業者が事後登録を完了させる必要があります。</p> <p>【収集運搬業者】 ▼登録依頼通知（事後登録依頼） 【排出事業者】 ▼事後登録</p>

NO.	質問	回答						
13	登録依頼通知（事後登録依頼）は、排出現場からではなく収集運搬業者の事務所のパソコンから行ってもよいですか。	登録依頼通知（事後登録依頼）は、排出現場からスマートフォン・タブレットを用いて利用する機能となります。パソコンでは利用できません。						
14	現場登録支援機能の登録の状態（仮登録・事後登録待）について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仮登録…収集運搬業者が事務所でマニフェストの仮の情報を入力し、登録した状態。マニフェストとして正式には成立していません。 ・事後登録待…仮登録情報に対し、排出現場で「登録依頼通知」を出し、排出事業者の事後登録操作を待っている状態。 						
15	事後登録督促とは何ですか。	<p>収集運搬業者が排出事業者へ「事後登録」を促す通知を出す機能です。 排出事業者には以下のタイミングで、自動的に事後登録を促す通知が届きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引渡し日に「事後登録依頼通知」 ② ①の2日後に「事後登録期限切れ間近通知」 <p>これらの通知が送られても排出事業者の事後登録が完了しない場合に利用することをおすすめいたします。</p> <p>▼仮登録情報の照会（事後登録督促）</p>						
16	「事後登録依頼通知」、「事後登録期限切れ間近通知」、「事後登録督促通知」とは何ですか。	<p>現場登録支援機能を利用した際のお知らせ通知です。 仮登録情報に対し、収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出した場合、排出事業者には自動的に事後登録を促す通知が届きます。 これらの通知が届いた場合は速やかに事後登録をしてください。</p> <table border="1" data-bbox="786 1054 2092 1259"> <tbody> <tr> <td data-bbox="786 1054 1146 1129">事後登録依頼通知</td> <td data-bbox="1146 1054 2092 1129">仮登録情報に対し、収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出した場合に排出事業者が届く通知。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1129 1146 1204">事後登録期限切れ間近通知</td> <td data-bbox="1146 1129 2092 1204">収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出し、2日経過しても事後登録が完了していない場合に排出事業者が届く通知。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1204 1146 1259">事後登録督促通知</td> <td data-bbox="1146 1204 2092 1259">収集運搬業者が別途事後登録を促す場合に排出事業者が届く通知。</td> </tr> </tbody> </table>	事後登録依頼通知	仮登録情報に対し、収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出した場合に排出事業者が届く通知。	事後登録期限切れ間近通知	収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出し、2日経過しても事後登録が完了していない場合に排出事業者が届く通知。	事後登録督促通知	収集運搬業者が別途事後登録を促す場合に排出事業者が届く通知。
事後登録依頼通知	仮登録情報に対し、収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出した場合に排出事業者が届く通知。							
事後登録期限切れ間近通知	収集運搬業者が排出現場で「登録依頼通知」を出し、2日経過しても事後登録が完了していない場合に排出事業者が届く通知。							
事後登録督促通知	収集運搬業者が別途事後登録を促す場合に排出事業者が届く通知。							

NO.	質問	回答						
17	回収現場で仮登録したマニフェストの内容（廃棄物の種類等）が誤っていることに気づいた場合、修正できますか。	<p>回収現場で仮登録したマニフェストの内容が誤っていることに気づいた場合、「引渡し担当者」のみ排出現場で修正が可能です。</p> <p>■「引渡し担当者」の修正方法 数量を入力する際に引渡し担当者を手入力してください。</p> <p>■「引渡し担当者」以外の項目の修正方法</p> <table border="1" data-bbox="786 403 2056 841"> <tr> <td data-bbox="786 403 902 499">対応 1</td> <td data-bbox="902 403 2056 499">現場登録する前（排出事業者が承認する前）に収集運搬業者が即時に正しい情報で新しく仮登録する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 499 902 632">対応 2</td> <td data-bbox="902 499 2056 632">現場登録した後（排出事業者が承認した後）に排出現場で登録を完了し、排出事業者が即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】から誤った項目の修正を行う。 ▼マニフェスト情報の修正・取消</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 632 902 841">対応 3</td> <td data-bbox="902 632 2056 841">排出現場では登録せずに（現場登録支援機能は利用せずに）、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。 ※収集運搬業者は誤った仮登録情報について「仮登録情報の取消」or「180日間放置し自動取消」を行ってください。 ▼仮登録情報の取消</td> </tr> </table>	対応 1	現場登録する前（排出事業者が承認する前）に収集運搬業者が 即時に正しい情報 で新しく仮登録する。	対応 2	現場登録した後（排出事業者が承認した後）に排出現場で登録を完了し、排出事業者が 即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】 から誤った項目の修正を行う。 ▼ マニフェスト情報の修正・取消	対応 3	排出現場では登録せずに（現場登録支援機能は利用せずに）、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。 ※収集運搬業者は誤った仮登録情報について「仮登録情報の取消」or「180日間放置し自動取消」を行ってください。 ▼ 仮登録情報の取消
対応 1	現場登録する前（排出事業者が承認する前）に収集運搬業者が 即時に正しい情報 で新しく仮登録する。							
対応 2	現場登録した後（排出事業者が承認した後）に排出現場で登録を完了し、排出事業者が 即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】 から誤った項目の修正を行う。 ▼ マニフェスト情報の修正・取消							
対応 3	排出現場では登録せずに（現場登録支援機能は利用せずに）、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。 ※収集運搬業者は誤った仮登録情報について「仮登録情報の取消」or「180日間放置し自動取消」を行ってください。 ▼ 仮登録情報の取消							
18	事後登録の依頼後に仮登録したマニフェストの内容（廃棄物の種類等）が誤っていることに気づいた場合、修正できますか。	<p>事後登録の依頼後に誤りに気づいた場合の対応方法は以下の2つです。</p> <table border="1" data-bbox="786 914 2056 1139"> <tr> <td data-bbox="786 914 902 1010">対応 1</td> <td data-bbox="902 914 2056 1010">排出事業者がメニュー【事後登録】から「事後登録待ち」状態の仮登録情報を「破棄」し、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1010 902 1139">対応 2</td> <td data-bbox="902 1010 2056 1139">事後登録を完了し、排出事業者が即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】からマニフェスト情報の修正を行う。 ▼マニフェスト情報の修正・取消</td> </tr> </table>	対応 1	排出事業者がメニュー【事後登録】から「事後登録待ち」状態の仮登録情報を「破棄」し、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。	対応 2	事後登録を完了し、排出事業者が 即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】 からマニフェスト情報の修正を行う。 ▼ マニフェスト情報の修正・取消		
対応 1	排出事業者がメニュー【事後登録】から「事後登録待ち」状態の仮登録情報を「破棄」し、排出事業者自らメニュー【新規登録】から正しい情報で新規登録する。							
対応 2	事後登録を完了し、排出事業者が 即時にメニュー【マニフェスト情報の修正】 からマニフェスト情報の修正を行う。 ▼ マニフェスト情報の修正・取消							
19	使用しなかった（回収がなかった）仮登録情報はどうしたらよいですか。	<p>不要であれば仮登録情報の取消をしてください。 なお、仮登録日から180日が経過した仮登録情報は自動的に取消されます。 ▼仮登録情報の取消</p> <p>また、内容が変わりがなければ次回以降（仮登録日から180日以内）の回収に利用することもできます。</p>						

NO.	質問	回答
20	メニュー【仮登録情報の取消】で取り消したい仮登録情報が出てきません。	<p>「登録の状態：事後登録待」の仮登録情報（排出現場にて「登録依頼通知」を出した情報）になっている可能性があります。</p> <p>「事後登録待」の仮登録情報は取消することができません。</p> <p>排出事業者にメニュー【事後登録】から「事後登録の破棄」をするよう依頼してください。</p>
21	運搬終了報告（処分終了報告）の「報告日時」が「事前運搬（処分）終了報告をした日時」と異なっています。	<p>登録日時（排出事業者が事後登録を完了させた日時＝マニフェストとして正式に成立した日時）が、報告日時として反映されます。</p> <p>なお、報告内容の備考欄に「事前運搬（処分）終了報告をした日時」が記載されます。</p>
22	事前運搬（処分）終了報告をしましたが、メニュー【マニフェスト情報の照会】で検索しても対象のマニフェスト情報が見つかりません。	<p>メニュー【マニフェスト情報の照会】では、排出事業者が事後登録を完了（マニフェストとして正式に成立）させたマニフェスト情報が確認できます。</p> <p>対象のマニフェストは事後登録が完了していない可能性があります。排出事業者にご確認ください。</p> <p>なお、収集運搬業者のみ、メニュー【仮登録情報の照会】から仮登録情報（事後登録待ち状態を含む）を確認できます。</p> <p>▼仮登録情報の照会（事後登録督促）</p>
23	「WB00003: マニフェスト情報の検索後に…マニフェスト情報を検索し直してから修正または報告してください。」というエラーメッセージが表示され、事前運搬（処分）終了報告ができません。（事前運搬（処分）終了報告一覧に、報告対象のマニフェスト情報が出てきません。）	<p>報告操作が完了する前に排出事業者が事後登録を完了（または破棄）すると、「事前運搬（処分）終了報告」ができなくなります。通常の運搬（処分）終了報告を行ってください。</p>
24	サブ番号でも現場登録用暗証番号の設定や現場登録権限を付与は設定できますか。	<p>サブ番号では設定できません。</p> <p>※「現場登録権限」はメニュー【収集運搬業者設定】から、設定内容の確認のみ可能です。</p> <p>加入者番号を管理している方に設定をご依頼ください。</p>
25	現場登録用暗証番号はサブ番号毎や排出現場毎に複数設定できますか。	<p>1 加入者番号（ID）につき 1 つの暗証番号しか設定できず、サブ番号毎、現場毎に設定できません。</p>

NO.	質問	回答
26	メニュー【加入者サポート】»【サブ番号設定】の「運搬担当者」、「車両番号」は必ず設定しなければいけませんか。	<p>設定は必須ではありません。</p> <p>サブ番号毎に「運搬担当者」、「車両番号」を設定をすることで、収集運搬業者が排出現場でサブ番号を用いてログインした際、メニュー【仮登録情報を選択して登録依頼】にて「運搬担当者」、「車両番号」と完全一致した仮登録情報のみが表示されるようになります。</p> <p>運用に応じて設定してください。</p> <p>▼参考：現場登録支援機能の運用</p>
27	サブ番号でスマートフォン・タブレット版にログインした時に、メニュー【現場登録支援機能】»【仮登録情報を選択して登録依頼】が表示されませんか。	<p>当該サブ番号の登録権限を設定していない可能性があります。</p> <p>加入者番号を管理している方はパソコン版にJWNETにログインし、メニュー【マイページ】»【加入者サポート】»【サブ番号設定】にて「登録権限」が「あり」になっているかご確認ください。</p>
28	サブ番号でスマートフォン・タブレット版にログインした時に、メニュー【仮登録情報を選択して登録依頼】の「仮登録情報一覧」に仮登録情報が表示されませんか。	<p>当該サブ番号で運搬担当者や車両番号を設定している場合、仮登録情報に当該サブ番号設定と完全一致した運搬担当者や車両番号が入力されていないと、「仮登録情報一覧」に表示されません。</p> <p>サブ番号設定を見直すか、パターン設定にて運搬担当者（車両番号）を入力してください。</p> <p>▼サブ番号設定</p> <p>▼パターン設定</p>
29	処分業者は現場登録支援機能を利用することはできますか。また、仮登録情報を処分業者で照会することはできますか。	<p>現場登録支援機能は収集運搬業者の支援により現場でスマートフォン・タブレットを使用してマニフェスト登録する機能であり、処分業者は「事前処分終了報告※」のみ利用可能です。</p> <p>なお、処分業者には仮登録情報の照会機能はありません。事前報告済みの情報については、メニュー»【事前報告の取消】から確認できます。</p> <p>また、排出事業者による事後登録が完了した後は、メニュー【マニフェスト情報の照会】から確認できます。</p> <p>※事前処分終了報告：収集運搬業者が事後登録を依頼した仮登録情報に対して、排出事業者が事後登録をする前に処分業者が処分終了報告を行うこと。</p> <p>▼事前処分終了報告</p> <p>▼事前処分終了報告の取消</p> <p>▼マニフェスト情報の照会</p>
30	現場等支援機能を利用する場合、費用は別に発生しますか。	通常のJWNETの利用料金以外に追加費用は発生しません。
31	現場登録支援機能を利用した場合、使用料はどの段階で発生しますか。収集運搬業者が仮登録をした段階で使用料が発生しますか。	排出事業者が仮登録されたマニフェスト情報を本登録に切り替えた時点で使用料が発生します。収集運搬業者が仮登録をした段階では使用料は発生しません。